

荷主の方へ

重量オーバーさせないようにしましょう。

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動(レッドカード)します。



運送事業者の方へ

重量のルールを必ず守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

特車PR

検索

@tokusya_kanto

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

【連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人埼玉県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社(限不別)

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課



重量超過、道路劣化。

大型車通行適正化推進月間の創設

重量を違法に超過した大型車両から老朽化した道路構造物を守るため、国土交通省関東地方整備局が事務局を務める同連絡協議会では平成28年1月から広報を中心とした取組みを実施している。

しかしながら、依然として悪質な重量超過車両の走行は後を絶たない。この背景には、一定の割合で荷主と運送事業者との力関係が少なからず影響していることが想定され、運送事業者自らの努力だけでは解決できない課題となっている。このため、今年度より連絡協議会では、10月に「大型車通行適正化推進月間」を創設し、荷主を対象として特殊車両通行許可制度の概要や大型車の適正かつ安全な走行の実現に向けた取組みとして、説明会の開催をはじめとする啓発活動を実施することとした。

また、これ以外に10月は社会一般等を対象として、ラジオ広報やラジオクラウドアプリを通じた広報、11月は連絡協議会委員が主催するイベントへの参画を企画している。今後も『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、効果的な取組みの実施を図っていく。

(大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会)